

笠置町監査委員告示第2号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和7年5月27日

笠置町監査委員 東 達廣

同 向出 健

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項に規定する定期監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

記

以上

1. 監査を実施した日時等

日 時 令和7年2月26日（水）

午後1時30分から午後3時27分まで

場 所 笠置町役場2階 議員控室

監査対象 1 第4次笠置町総合計画について

2. 監査内容

定期監査において監査委員より指摘した事項に対する対応状況及び令和6年度の予算執行に向けた総合計画について町の考え方を確認すべく本監査を実施した。

3. 監査等結果

本監査において意見した主な内容等について、以下のとおり記す。

① 第4次笠置町総合計画について

観光のまちづくり、防災・減災のまちづくり、福祉のまちづくり、持続可能な住

民全体のまちづくりという 4 つの政策大綱で、第 4 次笠置町総合計画が策定されているが、内容は難しくもあり住民の方が良く知らないであろうから、笠置テレビ等広報媒体を有効活用し、笠置町の現状の課題や重点施策をわかりやすく住民に行政の思いを伝えることが重要となってきている。

また、例えば情報発信の一環として、町長と監査委員であったり、また町長と住民等といった笠置テレビを利用した対談形式を実施することで、町の施策をわかりやすく発信することも良い取り組みになるのではないか。将来の笠置町の為に、総合計画を中心に、10 年後に向けて日々の取り組みや施策の精査や検証をしっかりと、覚悟を持って取り組んでほしい。

以上